

# 平成24年度第1回 文京区景観審議会会議録

日時：平成24年8月27日（月）

午後2：00～4：17

場所：文京シビックセンター

24階 区議会第2委員会室

文京区都市計画部計画調整課

○**高橋幹事** それでは定刻となりましたので、ただいまから平成24年度第1回文京区景観審議会を開会させていただきます。

本日はお忙しいところ、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は審議会の事務局を担当しております、都市計画部計画調整課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、お手元の資料を確認させていただきます。

(資料確認)

あらかじめお送りしております資料は、次第から始まりまして、座席表、委員・幹事名簿、資料第1号から第3号、及び参考資料第1号から第4号となっております。また、本日席上にて配付しておりますのは、参考資料第5号になります。お持ちでない方は、事務局に予備がございますのでお知らせください。よろしいでしょうか。

次に、委員の出欠につきましてご報告いたします。高畑委員が所用のため欠席でございます。

続きまして、会場のマイクの使用法でございますが、お手元のスイッチを押してからご発言いただき、終了いたしましたらスイッチをお切りいただきたいと思います。

それでは、次第により進めさせていただきます。

まず、委員の委嘱についてでございます。本審議会の委員につきましては、平成24年7月1日から任期が始まっております。皆様には委員就任につきましてご了承いただいているところでありますが、ここで改めまして、瀧副区長より委嘱状をお渡しいたします。なお区職員選出の委員及び幹事につきましては、既に任命を行っております。

副区長よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○**瀧副区長** 委嘱状、土田寛様。文京区景観審議会委員を委嘱します。平成24年7月1日、文京区長、成澤廣修。どうぞよろしくお願いいたします。

○**土田委員** お願いいたします。

○**瀧副区長** 委嘱状、佐伯和俊様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

委嘱状、岸田省吾様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

委嘱状、清水泰博様。よろしくお願いいたします。

委嘱状、伊藤香織様。よろしくお願いいたします。

委嘱状、名取顕一様。よろしくお願いいたします。

委嘱状、松下純子様。よろしくお願いいいたします。

委嘱状、田中香澄様。よろしくお願いいいたします。

委嘱状、上田ゆきこ様。よろしくお願いいいたします。

委嘱状、藤原美佐子様。よろしくお願いいいたします。

委嘱状、萬立幹夫様。よろしくお願いいいたします。

委嘱状、磯崎奈保子様。よろしくお願いいいたします。

委嘱状、川又美由喜様。よろしくお願いいいたします。

委嘱状、竹内康夫様。よろしくお願いいいたします。

委嘱状、水野勢津子様。よろしくお願いいいたします。

委嘱状、安田幸恵様。よろしくお願いいいたします。

**○高橋幹事** ありがとうございます。

それでは、今期から新たに委員及び幹事になられた方を、私からご紹介させていただきます。

まず区民公募委員として、磯崎委員でございます。

**○磯崎委員** よろしくお願いいいたします。

**○高橋幹事** 竹内委員でございます。

**○竹内委員** よろしくお願いいいたします。

**○高橋幹事** 水野委員でございます。

**○水野委員** よろしくお願いいいたします。

**○高橋幹事** 安田委員でございます。

**○安田委員** よろしくお願いいいたします。

**○高橋幹事** 区職員として、中村委員でございます。

**○中村委員** 中村でございます。よろしくお願いいいたします。

**○高橋幹事** 吉谷幹事でございます。

**○吉谷幹事** 吉谷でございます。よろしくお願いいいたします。

**○高橋幹事** 浅川幹事でございます。

**○浅川幹事** 浅川です。よろしくお願いいいたします。

**○高橋幹事** 椎名幹事でございます。

**○椎名幹事** よろしくお願いいいたします。

**○高橋幹事** どうぞよろしくお願いいいたします。

また委員の任期につきましては、文京区景観条例施行規則第12条により2年間となっております。平成26年6月30日までとなりますので、よろしく願いいたします。

それではここで、審議会の開会に当たりまして、瀧副区長よりごあいさつを申し上げます。副区長、よろしく願いいたします。

**○瀧副区長** 皆さん、こんにちは。本日はお暑い中、またご多用のところ、平成24年度第1回文京区景観審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日は成澤区長が所要のため、私、副区長の瀧が出席させていただきました。

本審議会は、昨年度よりご審議いただいております、文京区景観計画の内容等につきまして、引き続きご審議をお願いするため開催するものでございます。ただいま委嘱をさせていただきました委員の皆様には、引き続き委員をお引き受けくださった方、また今回新たに委員となられた方もございますけれども、どうぞよろしく願いを申し上げます。

本区は、平成12年度より景観事前協議制度を活用しまして、良好なまち並み景観の形成に努めてまいりました。今後は区の特長でございます坂や緑、また歴史的資産などを生かしまして、これまで以上に景観形成を推進し、区民の皆様、事業者の皆様、区が協働して、文京区らしい景観づくりを実施してまいりたいと考えております。そのためには、この文京区景観計画は欠かすことのできないものと考えております。

どうぞ本区のより良い景観形成のために、今後ともお力添えをお願い申し上げまして、また熱心なご審議をお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

**○高橋幹事** ありがとうございました。

ここで副区長は所用がございますので、退席させていただきます。

**○瀧副区長** どうぞよろしく願いいたします。

(副区長退席)

**○高橋幹事** 続きまして、審議会委員の新たな任期が始まったことから、改めて審議会の会長の選出を行いたいと思います。

会長の選出の方法につきましては、文京区景観条例施行規則第13条第1項の規定により、委員の互選によることとされておりますので、委員の皆様からの推薦を頂戴したいと思います。

○佐伯委員 昨年度より引き続き、岸田委員に会長になっていただきたいと思います  
が、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋幹事 ただいま、佐伯委員より、岸田委員に会長をとのご意見がございました。皆  
様からも異議なしという声がありましたので、委員の皆様のご賛同により、岸田委員に  
会長をお願いしたいと思います。

次に、会長代理でございますが、文京区景観条例施行規則第13条第3項の規定によ  
り、あらかじめ会長の指名する委員となっております。会長、ご指名をお願いいたし  
ます。

○岸田会長 それでは、私の左に座っていらっしゃいます藝大の清水先生をお願いしたい  
と思います。

○高橋幹事 それでは清水委員に会長代理をお願いしたいと思います。よろしくお願  
いします。

○清水委員 はい。

○高橋幹事 それでは、ここで岸田会長からごあいさつをいただきたいと思います。会長、  
お願いいたします。

○岸田会長 座ったままで失礼します。私、2期目です。1期目はちょっと不慣れなとこ  
ろもございまして、いろいろドタバタしておりましたが、2期目もうまくできるかどう  
か分かりませんが、全力を尽くします。どうぞよろしくお願いいたします。

特に今期は、景観行政団体になるに当たり、東京都と協議を行うための必須の条件で  
ある景観計画の案をまとめないといけないということで、委員の先生方、事務局の皆さ  
んにお力添えをいただきまして、ご協力いただきまして、良いものをまとめていきたく  
と思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋幹事 どうもありがとうございました。

それでは本日の審議会の進行につきまして、岸田会長にお願いすることといたします。  
会長、よろしくお願いいたします。

○岸田会長 では早速ですが、本日の議題は次第にありますとおり、文京区景観計画（素  
案）等について議論をするということでございます。

この景観計画（素案）については、昨年度ここで皆さんに議論いただきまして、まと  
められました骨子から修正されております。まあ、肉付けをされたということですね。

初めにその修正の経緯の確認も含めて、事務局より資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

**○高橋幹事** それでは、資料の説明に入りたいと思ひます。

まず経緯でございますが、今回の素案作成に当たりましては、まず昨年度まとめさせていただいた骨子を基に、「第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準」以降について内容を充実させました、素案のたたき台を作成し、本年5月22日に第4回景観計画検討庁内連絡会による検討、また6月26日に、清水委員に委員長となつていただいております第4回景観計画検討委員会を開催し、ご議論をいただきました。それらのご意見を反映させた素案を作成し、7月31日に第5回景観計画検討委員会を開催し、この短期間の間に集中審議をしております。この間、東京都の景観担当部署との討議も重ねて進めておりました。それらを反映させたものを今回お示ししております。景観計画の素案はそのような経緯で作成しております。

それでは、お配りしております資料の説明に入りたいと思ひます。まず資料第1号をご覧ください。こちらから説明してまいります。

表紙をおめぐりいただいて、目次をご覧ください。このたびの景観計画（素案）は、先ほど説明したとおり、景観計画（骨子）を基に作成しております。目次の中の章立ては、その骨子から変更しておりません。

「はじめに」では、景観計画の位置付けや策定の背景を示しています。第1章では、文京区の魅力的な景観を構成している特性を7つの項目で整理しております。第2章では、景観づくりの目標と景観づくりの基本方針をまとめております。ここまでの内容は、骨子作成の段階でご議論いただき作成したものと、細かな表記の変更はございますが、内容は変わっておりません。

第3章では、景観づくりの目標を達成するために、建築物の建築や改修などにおける具体的な基準を示しております。この辺りから内容を充実させております。第4章以降では、景観づくりの目標を達成するために必要な項目をそれぞれまとめております。

最後に、文京区の景観がつくられた地形的、歴史的な背景の説明を補足する内容などを含んだ資料編を添付しております。

それでは章ごとに、主な内容を説明したいと思ひます。

1ページおめぐりいただいて「はじめに」ですが、まずここで、本計画における景観について定義しております。景観とは、建物や看板、木々の緑など、日ごろ私たちが目

にしているまちの様子や風景を表すものとしております。また、良好な景観を形成する上では、公園、道路、個人の建物の外観や門、樹木、さらには公園で子供たちが楽しく遊ぶ姿なども、大切な要素のひとつとしております。

1 ページおめくりいただきまして、2 ページになります。こちらでは、イラストが示しておりますように、区民、事業者、区が協働し、それぞれの役割を果たしながら景観づくりに取り組んでいくことが求められていることを示しております。この三者の協働によって景観をつくっていくということを、計画の中に散りばめることで、しっかり伝えていくような構成となっております。

4 ページをご覧ください。景観計画の位置付けですが、文京区景観計画は、景観法第8条第1項に基づく法定計画として定めるものです。下の図にありますように、文京区基本構想、文京区都市マスタープラン、これらを実現するためのまちづくりにかかわる個別部門計画として、位置付けられております。

次の5 ページ以降が「第1章 文京区の景観の特性」になります。

5 ページの下の図が示すように、文京区は起伏に富んだ地形を有しており、坂道が多く、その地形の上に寺社や史跡、低層住宅地や寺町、下町風情が残るまちのまとまり、幹線道路や神田川、多くの人々が賑わう拠点、斜面地の樹林や豊かな湧水などを用いた池を中心とした大規模な庭園等の緑のまとまりなど、魅力溢れる要素や場所が多くあり、これらが文京区らしい景観を構成しています。

次ページをおめくりください。このような文京区らしい景観を構成する要素や場所を景観特性として、「(1) 地形 起伏に富んだ地形を象徴する坂道」「(2) 歴史・文化 地域の景観の基礎となる歴史・文化的資産」など、7つの景観特性として整理しました。

次ページ以降には、特性ごとに特徴と課題を整理しております。例えば、8 ページをご覧ください。「(2) 歴史・文化 地域の景観の基礎となる歴史・文化的資産」では、特徴として、歴史・文化を象徴する大名庭園や寺社仏閣等の景観として、六義園や小石川後樂園をはじめ東京大学の赤門など、歴史や文化を感じさせる佇まいの建物が多く存在し、地域の景観のシンボリックな存在となっているとしております。これに対して、9 ページの下の枠の中ですが、景観形成上の課題ということで、「配慮を欠いた周辺建物」では、配管や室外機などの設備を歴史・文化的資産に向けて設置しているものがあ

るなど、課題を挙げております。このような構成で、それぞれの景観特性についてまとめております。

飛びまして26ページをご覧ください。第1章のまとめとして、文京区の起伏に富んだ地形の上に、これら7つの景観特性が積み重なって、文京区の景観の全体像をつくり上げているといったイメージを載せております。

27ページからが「第2章 景観づくりの目標と基本方針」になります。

27ページの下図が示すように、本計画では、先ほどの景観特性を生かすことを、文京区の景観づくりの基本的な考え方としております。

1ページおめくりください。28ページで景観づくりの目標を掲げております。区の景観特性や都市マスタープランの目標等を踏まえ、『～協働で取り組む～「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、文京区らしい魅力溢れる景観づくり』を景観づくりの目標として掲げております。

次ページには、景観づくりの基本方針を景観特性ごとに示しております。地形では、基本方針1として「起伏に富んだ地形が誘起する景観の魅力を高める」、6番目の緑では、基本方針6として「多様な緑を生かし、潤いのある景観をつくる」としております。

次ページからは、特性ごとに景観づくりの基本方針や具体的な方策などを示しております。1ページおめくりいただいて、「基本方針1 起伏に富んだ地形が誘起する景観の魅力を高める」では、「②地域に親しまれている坂道など、地形の豊かさを感じさせる通りや場所の魅力を高める」「③斜面緑地や石積み擁壁など、豊かな地形を感じさせる要素を大切にする」などとしてまとめております。

39ページをご覧ください。「第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準」となります。この章では、第2章でお示しした基本方針に基づいて、具体的に規制、誘導していく基準を定めております。

まず景観形成基準の考え方を39ページに示しております。下の図が示すように、この基準は、「建築物の建築等を行おうとするすべての区民、事業者、区が共有し、守っていくものであり、一人ひとりが景観形成の主体として、文京区らしい魅力溢れる景観づくりを実現していくためのもの」としております。冒頭の「はじめに」で、既にお示ししておりますが、この三者の協働により、基準を共有することが大切だということで、さらにここでも記載しております。



1 ページおめくりください。40 ページには、文京区らしい景観、景観づくりの基本方針、景観形成基準の対応についてのイメージ図を載せております。一番左に文京区らしい景観として、7つの景観特性があり、それぞれに基本方針を定めました。これらの基本方針を実現するために、景観形成基準を3種類設定いたしました。最初の一般基準は、区内全域で守るべきルールとなります。2つ目の景観特性基準は、それぞれの景観特性を守り、引き継ぎ、創るための、景観特性に特化した基準となっております。3つ目の地区限定基準は、神田川や文化財庭園の周辺、また、特に良好な景観形成を重点的に推進する地区といった、地域が限定されたものに対応する基準となっております。

まず、41 ページの一般基準について説明いたします。一般基準は、区内全域を対象に、区内のどの場所であっても守るべき基本的な配慮事項を定めます。この基準を適用した際の景観形成の目標として、次の3点を掲げております。「地域の個性が感じられるまち並み」とするために、地域の個性を尊重した景観づくりなどとしております。その下、「調和のとれたまち並み」とするために、雑然さを感じさせない景観づくりなどとしております。1 ページおめくりいただいて、「歩いていて心地良いまち並み」とするために、ゆとりや潤いが感じられ、表情豊かな景観づくりなどを目標としております。

この基準の対象となる行為を42 ページの下枠の中に示しております。まず建築物では、「新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」、これらの行為が対象となります。工作物につきましては、同様の行為で、建築基準法第88条に規定する建築確認が必要な工作物が対象となります。事例としましては、2メートルを超える擁壁や4メートルを超える広告塔などがこれに当たります。開発行為につきましては、土地の区画形質の変更に当たるものになります。

43 ページに一般基準の具体的な内容を記載しております。建築物等の見え方は、その配置や形態、意匠、色彩、塀などの外構といった建築物等を構成するそれぞれの要素のあり方によって大きく異なることから、それぞれの要素ごとに設定しております。

まず、「配置」としまして、4つありますが、「1 適切な隣棟間隔の確保や道路側にできる限り空地を設けるなど、ゆとりあるまち並みに配慮した配置とする。」「3 敷地内に歴史的な資源（遺構や樹木、池や湧水など）、起伏に富んだ地形などがある場合は、これを生かした建築物の配置とする。」などとしております。

「形態・意匠・色彩」では、「1 建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物等と意匠や素材を合わせるなど、周辺との調和を図る。」「3 色彩は、別表1の色彩基

準に適合するとともに周辺景観との調和を図る。」。この色彩基準については後ほど説明いたします。「6 屋上・屋根に室外機や配管設備、ダクト類、排気塔、給水塔などがある場合は、通りや高台からの見え方に配慮し、目立たないよう工夫する。」などとしております。

1 ページおめくりいただいて、「公開空地・外構等」では、「5 敷地内のごみ保管場所や駐車場、駐輪場、室外機などの付帯設備は道路に対して露出しないよう配置の工夫や目立たないような配慮、植栽による修景など、周辺のまち並みとの調和を図る。」などとしております。

また、その下のただし書きにあります、敷地面積3,000平方メートル以上の大規模な建築物については、基準を加えております。「形態・意匠・色彩」の「1 上層部のセットバックや壁面の分節化、色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図り、周辺のまち並みやスカイラインとの調和を図る。」などとしております。

次ページには、同じように工作物、開発行為に対する一般基準を記載しております。先ほどの建築物等の一般基準と同じように、周辺との調和等の考え方を基本として設定しております。

ページをおめくりください。46ページからは景観特性基準になります。景観特性の魅力さをさらに高めていくための基準となります。

景観特性基準と景観形成の目標を下の表にまとめております。対象となる行為は一般基準と同様となります。

区内には、多くの景観特性があることから、基準が重複する場所が出てくるということで、47ページにイメージ図を載せております。図の中にあります黒い丸の所で建築物の建築等の行為を行う場合は、まず一般基準が適応されます。その後、白鷺坂に面していますので坂道基準、不忍通りに面していますので幹線道路等基準、大塚窪町公園に面していますので緑のまとまり基準と、それぞれの基準に適合することが求められます。

1 ページおめくりいただきまして48ページからは、それぞれの景観特性基準を記載しております。ここでの記載の構成は、まず基準の対象範囲、この基準が適用される場所について明確にした上で、目標、さらに目標の下にはそれに対する基本的な方針、その下に一般基準に加え適用される特性ごとの景観形成基準を記載しております。1 ページおめくりいただいて50ページをご覧ください。景観形成基準は文章で記載されておりますので、基準を適用した際の景観配慮の状況をイメージしやすいように、50ペー

ジにありますようなイメージ図を掲載していくことを考えております。こちらの図につきましては、さらに分かりやすいものへの変更作業を行っておりますので、現時点でのものを掲載しております。

それでは、それぞれの基準の内容に入っていきたいと思っております。

48ページにお戻りいただいて、まず「坂道基準」ですが、対象範囲は区内の名のある坂道113か所をはじめ、区内にあるすべての坂道に直接面する敷地、及び坂道の突き当たりに面する敷地としております。そのイメージを図で示しております。

目標は「石積擁壁、緑、沿道の寺社など魅力ある要素を生かし、地形の豊かさが感じられる心地良い景観をつくる」としております。その下に方針を載せております。

一般基準に加える基準として、建築物等として「1 建築物や塀などの形態・意匠は、坂道の勾配になじむよう配慮する。」「3 潤いある坂道景観の形成に配慮し、坂道に接する部分は緑化を図る。」「5 坂道の突き当たりや曲がり角など、アイストップとなる場所では、配置・意匠の工夫や植栽など、坂道からの見え方に配慮する。」などとしております。

1ページおめくりいただいて、先ほどのイメージ図がそれぞれの基準と対応しております。

51ページは「歴史・文化的建造物等基準」になります。対象範囲は、文化財に指定されている建造物、東京都選定歴史的建造物及び文京花の五大まつり等が開催されている寺社の存する敷地の敷地境界線から50メートルの範囲としております。1ページおめくりいただいて、目標は「歴史・文化的建造物等と周辺が調和し、一体となって歴史や文化を感じさせる景観をつくる」でございます。一般基準に加える基準として、建築物等で「1 外壁や塀などは、歴史・文化的建造物等の外壁や門、塀などに使用されている素材や色彩を用いるなど、歴史・文化的建造物との調和を図る。」などとしております。次ページにイメージ図がありますが、こちらは写真を加工したものになっております。今後は、先ほどの坂道基準に掲載しているイラストと同様に、配慮の状況が分かりやすいものに差し替えていく考えでございます。

1ページおめくりいただいて54ページをご覧ください。「まちのまとまり基準」になります。こちらにつきましては「低層住宅地基準」と「寺町基準」「下町風情あるまち基準」の3種類になります。

1つ目の低層住宅地基準ですが、対象範囲は、第一種低層住居専用地域に指定された

範囲となります。目標は「緑豊かで歴史・文化に培われた風格あるまち並み景観を引き継ぐ」でございます。基準としましては、建築物等で「1 意匠・素材・色彩などは周辺の建築物と一体感を図るよう工夫し、落ち着いたまち並みとの調和を図る。」などとしております。

1 ページおめくりください。寺町基準になります。対象範囲は、文京区都市マスタープランの景観形成の方針における寺町境界の景観形成に位置付けられた範囲となります。目標は「まちのまとまりを特徴付ける寺社とのつながりを大切にし、寺社の佇まいをまち並みに生かした景観をつくる」。基準といたしましては、建築物等で「2 色彩は、寺町に調和するよう、彩度を抑えた落ち着いた色彩を用いるなど、周辺のまち並みとの一体感に配慮する。」などとしております。

ページをおめくりください。59 ページは下町風情あるまち基準になります。対象範囲は、根津駅周辺や千駄木駅周辺でまちづくり基本計画が作成されている地区の範囲となります。1 ページおめくりいただきまして、目標は「江戸時代から継承されてきた町割りを大切にするとともに、路地や格子、木の風合いを残した住宅、軒先の植栽など下町風情を感じさせるまち並み景観を引き継ぐ」としております。基準としまして、建築物等で「1 格子や周辺と調和した木造風の味わいのある素材・色彩を用いるなど、意匠等を工夫することにより、路地や格子、木の風合いを残した住宅、軒先の植栽などにより形成されう特徴的な下町風情あるまち並みとの調和を図る。」としております。

61 ページは「幹線道路等基準」になります。対象範囲は、幹線道路や千駄木小学校前にあるコミュニティ道路に直接面する敷地としております。1 ページおめくりいただきまして、目標は「軸としての景観にふさわしい秩序ある沿道景観をつくる」でございます。基準といたしまして、建築物等で「2 幹線道路等に対して建築物の顔を向けるなど、周辺建築物との連続性を図る。」などとしております。

1 ページおめくりいただきまして64 ページ、「拠点基準」です。対象範囲は、文京区都市マスタープランに位置付けられた拠点の範囲のうち、駅を中心とした一部の範囲としております。目標は「それぞれの拠点にふさわしい賑わいのある景観をつくる」。基準といたしましては、建築物等の「1 できる限り開口部を多くするなど開放的なデザインにしたり、オープンスペースや辻広場を設けたりするなど、賑わいの連続性に配慮するよう配置・形態・意匠を工夫をする。」などとしております。

1 ページおめくりいただきまして66ページ、「緑のまとまり基準」になります。対象範囲は、区立公園や大規模な緑のまとまりを有する敷地などの敷地境界線から50メートルの範囲としております。目標は「緑のまとまりと周辺が調和し、一体となって緑豊かな景観をつくる」としてしております。基準といたしましては、建築物等で「1 公園等との敷地境界や接道部に植栽を設けるなど、公園等の緑と一体となった空間づくりを図る。」などとしております。

以上が景観特性基準となります。

1 ページおめくりいただいて、69ページから「地区限定基準」になります。このページにあります「神田川景観基本軸基準」や、73ページにあります「文化財庭園等景観形成特別地区基準」は、現在、東京都景観計画において定められている基準等を引き継ぎながら、区の景観計画の中に基準を定めてまいります。ここは説明を割愛させていただきます。

76ページをご覧ください。地区限定基準の中で、景観形成重点地区基準というものがござります。この基準は、地区固有の資源や特性を生かし、特に良好な景観形成を重点的に推進する地区で定める基準となるため、地域住民の皆様とワークショップ等による検討を進めた上で決めていくこととなります。現在、モデル地区として、根津地区でワークショップ等を開催して、基準作成に向けて検討を進めております。

77ページには、一般基準、景観特性基準、地区限定基準の3種類の景観形成基準の適用の状況を図で示しております。適用には4種類ございまして、一般基準のみ適用となるものや、一般基準と地区限定基準の2つが適用となるものなどが想定されます。

1 ページおめくりいただいて、78ページは色彩基準になります。こちらはたてものの外壁及び屋根に使用可能な色彩の範囲を示しており、JIS、日本工業規格にも採用されている国際的な尺度であるマンセル表色系を使って作成しております。また、基本的な考え方として3つ示しております。使用する色のコントラストが大きくなるようにするすとか、多数の色を使わないなど、基本的な考え方を示しております。

こちらの色彩基準なのですが、1 ページおめくりいただいて、80ページに実際に使用可能な色のイメージを示しております。資料第1号では白黒で分かりにくいので、本日、カラーの資料を席上配付させていただきました。そちらをご覧ください。左肩に「色彩基準（一般基準）（p.80）」と書かれたものです。青い枠で囲われている部分の色が、使用可能な範囲となっております。

その下にお示ししているものは、81ページから始まる別表2のカラーチャートになります。こちらに書かれていますように、敷地面積が3,000平方メートル以上又は高さが60メートル以上又は延べ床面積が30,000平方メートル以上の、いわゆる大規模な建物に適用する色彩基準となります。上の一般基準と違いますのは、カラーチャートの縦軸に示す明度の低い部分、2や3が使えないというように規制しております。これは、大きい建物で明度の低い、重い色を使うと圧迫感等、周辺への影響も大きいということで、明度の低いものは使ってはいけないという基準となっております。

裏面をご覧ください、こちらは別表3、別表4に対応するものになります。上は84ページの神田川景観基本軸基準における色彩基準、下は87ページの文化財庭園等景観形成特別地区基準のものになります。青の枠が外壁の色彩の使用可能な範囲、緑の枠が屋根で使用可能な色彩の範囲になります。一般基準と違いますのは、建物の外壁と屋根で使用可能な範囲を区別していることで、外壁の色彩は、神田川や文化財庭園の周辺では建物が周囲に溶け込み、目立たなくするために、明度の低いものは使用不可としております。屋根については、材料等に明度の低いものが多いということなどから、使用可としております。外壁と屋根を別の色彩の基準で誘導することで、より丁寧な誘導となっております。

こちらの色彩基準については、例外を設定しております。87ページをご覧ください。87ページの下段に、色彩基準の例外ということで4つ挙げております。2つ目につきましては、「木材や石材、土壁などの自然素材については、別途協議を行うものとします。」としております。また最後には、「良好な景観づくりに貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この色彩基準によらないことができます。」ということで、例外を設定しております。

次ページをご覧ください。88ページには建築物等の規制・誘導の仕組みについて記載しております。景観形成基準につきましては、区民、事業者、区がそれぞれ共有し、建築計画をしていくことが重要であると、再度ここで述べております。その中で特に規模の大きな建築物の建築等は、周辺のまち並みに与える影響が大きいものであり、また地域の景観を先導する役割を担うものであるということから、一定規模以上の建築物の建築等に対しては、建築確認等の事前に届出を義務付け、確実に規制、誘導を図っていかうと考えております。この届出の対象となる規模については、89ページの表にまとめております。

こちらの表は、地区限定基準の神田川や文化財庭園等についての基準があることから、少し複雑になっております。中身の趣旨としましては、建築物の建築等は、第一種低層住居専用地域では、敷地面積200平方メートル以上のものが届出対象となります。その他の地域につきましては、敷地面積400平方メートル以上又は延べ床面積1,000平方メートル以上のものを対象としております。その下の長期優良住宅や工作物などについては、表のとおりとなっております。

以上が第3章の説明となります。

続きまして91ページ、「第4章 公共施設における先導的な景観づくり」の説明に入っていきたいと思っております。

道路や公園などの公共施設は、区の景観を印象付ける重要な要素となっております。そこで、公共施設の整備に関する景観づくりの方針を表4-1のように決めました。表の公共建築物等では、最初の行で『「第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準に定める景観形成基準に沿ったもの」とします。』という考えに沿って、それぞれ方針を定めております。

1ページおめくりいただくと、公園、道路、河川、橋梁、その他に分けて、それぞれ基本方針を定めております。

93ページには、景観重要公共施設の整備に関する事項を定めております。特に良好な景観を形成している公共施設については、景観形成の先導的な役割があるということで、景観重要公共施設に指定いたします。現段階では指定の候補といたしまして、

(1) 景観重要道路として播磨坂通り、1ページおめくりいただいて、国道17号線、本郷通りの本郷三丁目交差点から追分交差点まで、(2) 景観重要河川として神田川、(3) 景観重要都市公園として小石川後樂園、旧岩崎邸庭園、六義園を候補としております。

1ページおめくりいただいて、「第5章 景観資源の保全」になります。

景観法では、地域の景観を特徴付けている建造物や樹木を、景観重要建造物あるいは景観重要樹木に指定し、保全を図る制度が定められております。指定に当たっては、所有者の意向を踏まえることが必要となります。ここでは指定の方針を示しております。

1ページおめくりください。「第6章 屋外広告物の表示等に関する方針」となります。

もう1ページおめくりいただいて、屋外広告物は景観に対する影響が大きいことから、適正に誘導することが必要となります。文京区では101ページに示すように、既に「文京区屋外広告物景観ガイドライン」を作成して、景観誘導を行っており、今後もこのガイドラインを活用して誘導を行っていきます。左の100ページでは、東京都が定めております文化財庭園等景観形成特別地区における広告物に関する基準に加えて、新たな基準を定め、これらを適用させながら、景観形成に対しての誘導を適正に図っていくという内容を定めております。第6章で広告物に対してもしっかりと記載しているということになります。

103ページの「第7章 景観形成の推進」をご覧ください。ここでまた改めまして、区民、事業者、区の協働による景観づくりということで、三者の役割を示しております。

1ページおめくりいただいて、景観づくりの推進体制として、景観法に基づく景観条例の制定、また、この条例に基づく文京区景観審議会の設置などを記載しております。文京区景観審議会の主な審議事項として、「②届出にかかわる勧告、変更命令に関すること」が新たな審議事項として加わります。その下の「(3) 建築行為等の協議体制」ですが、届出制度を活用し指導、誘導を行っていくためには、景観形成にかかわる専門的な助言を得るため、景観アドバイザーの活用等が必要であるということを記載しております。現在行っている事前協議でも、景観アドバイザーから助言をいただいております。

105ページには、「(4) 東京都及び隣接区との連携」ということで、東京都景観計画を引き継ぐことから東京都との連携、さらに隣接区における景観施策との連続性なども考慮し、適宜情報交換を行うとしております。

次ページの106ページでは、届出制度の流れを図示しております。事前相談から始まり、事前審査ではアドバイザーから助言をいただいて、事前協議を終了させた後に法に基づく届出となります。この届出の時点で、基準への適合審査などで調整がつかない場合には、景観審議会の意見を聴いた上で勧告、変更命令等を出していくという流れになっております。右に進んだ場合には、順調に完了まで進む形の手続きとなっております。

次ページの107ページでは、「7-3 計画の見直し」といたしまして、この計画の進行管理という視点から、届出制度の運用状況等、定期的に景観審議会に報告し、意見を聴取します。その上で、社会状況の変化、計画の運用状況等を踏まえ、必要に応じて景観審議会の審議を経た上で、計画を見直していくこととしております。



「7-4 景観づくりの推進施策」といたしまして、これまでも「文の京都市景観賞」や「まち並みウォッチング」を実施してきましたが、枠線内に掲げるようなことも今後、進めていきたいと考えております。例えば「③シンポジウム等の開催」や「④（仮称）景観づくり団体の登録制度の創設」なども行っていきたいと考えております。以上が計画素案の本編の内容となります。

1 ページおめくりいただきまして、資料編ということで、さらにおめくりいただくと、まず、文京区の地形の成り立ちとして、東京都全域の地形図から文京区の地形図、さらに1 ページめくっていただいて112 ページには、斜面状の地形が残されている場所や湧水のある場所、かつて河川があった、現在は暗渠となっている場所なども景観を想起させるということから資料として掲載しております。

113 ページから115 ページには、市街地の変遷ということで江戸末期から大正、平成までの土地利用の変遷等を掲載しております。

116 ページ以降には、景観特性の坂道や歴史・文化的建造物等のリストとその場所を示した地図を掲載しております。

資料第1号「文京区景観計画（素案）」の説明は以上となります。

続きまして、資料第2号を説明させていただきたいと思っております。

資料第2号は、景観計画を基に、今後、届出制度等で協議をしていくに当たって、景観への配慮の仕方が分かりやすいよう、ガイドラインを作成する予定であり、そのイメージを表しております。これは、第5回景観計画検討委員会で配付したものと同一の資料となります。

次に、資料第3号となります。これは、景観行政団体に移行した際に必要となってくる条例があり、その提案をいたしますので、内容を説明させていただいております。

1 ページおめくりいただいて、A4横の今後のスケジュールをご覧ください。

1 段目が文京区景観計画ということで、このたび景観計画の素案を作成して、平成24年度内に景観行政団体に移行いたします。その後、先ほど説明した文京区景観計画が策定、実施されるまでに、景観計画（案）についてのパブリックコメントなどの手続に、ある程度の期間を要します。文京区景観計画が策定、実施されますと、2 段目にあります（仮称）文京区新景観条例に基づき、届出制度や審議会の運営が始まることとなります。しかしながら、景観計画の策定、実施までに時間がありますので、その間につきましては、4 段目にあります、現在行っている文京区景観条例に基づく景観事前協議をそ

のまま継続していきます。また、景観行政団体に移行したことで、これまで東京都が行っていましたが、大規模建築物や神田川景観基本軸内の建築物などに対する手続も文京区が行っていくこととなることから、東京都景観計画を文京区の景観計画と見なして手続できるようにするためのものが、資料第3号の条例の内容となります。本条例は新条例が施行されるまでのつなぎ条例となります。したがって、新条例の施行と同時に本条例は廃止されることとなります。

条例に関するものは以上でございます。

続きまして、参考資料第1号につきましては、今後のスケジュールとなります。

本日の景観審議会ですが、8月の欄の黒丸になります。また、表の中にパブリックコメント・説明会ということで9月の欄に線が入っています。こちらで区民の方々からご意見をいただき、また、本日の審議会でもいただいたご意見の両方を反映させて、文京区景観計画（案）を作成します。その案に対して、庁内連絡会、検討委員会で議論した後に、12月に再度、本審議会に景観計画（案）として諮らせていただきたいと思いますと考えております。その後に東京都との協議を開始して、景観行政団体の移行の手続に入ってきたと考えております。

参考資料第2号、参考資料第3号、参考資料第4号につきましては、昨年度の第4回文京区景観審議会及び第4回景観計画検討庁内連絡会でのご意見とその対応、さらに、第4回、第5回の景観計画検討委員会でのご議論でいただいた主なご意見と対応についてまとめております。

参考資料第5号につきましては、（仮称）根津景観形成重点地区景観づくり検討会の結果をまとめております。こちらは地域住民の方と基準を作成するために、ワークショップ形式で、これまで4回開催しております。現在、まちのルールづくり、作法という名前でまとめる作業をしている段階でございます。

資料の説明は以上となります。駆け足の説明で申し訳ございませんでした。

**○岸田会長** ありがとうございました。

今日の議題は、先ほど申しましたように景観計画（素案）等でございますので、これらについて議論していただきたいと思います。この景観計画（素案）については、昨年度まとめた骨子を基に作成したもので、事前に庁内連絡会及び検討委員会において議論していただいたものです。さらに東京都の意見も反映させてまとめたものだというふうに向っております。

検討委員会は、清水委員が委員長として取りまとめをいただいております。清水委員から、この景観計画（素案）等について、検討委員会での検討の経緯、あるいは結果などについて、ご説明をお願いしたいと思います。

**○清水委員** それでは簡単にご説明いたします。今回から区民委員の方が、最初からかなり専門的な話でちょっと面食らわれているのではないかと思いますけれども、去年からやっています、先の審議会以降に第4回、第5回の景観計画検討委員会を行いました。全体的な方向としては、特に届出規模を決めて、それ以上のものはこうしてくださいというふうにはするのですが、表現としては、できるだけ規模の小さいものでも景観について考えて欲しいというニュアンスにしていこうということになっています。ですから、区民の皆さんすべてが景観について理解していただくという方向です。

あと、坂というのが非常に多く出てきたのですけれども、坂があれば当然、昔は川が流れていた訳ですから、そういった点で、池だとか湧水などということも重要ではないかという意見がありまして、それが今回こういうふうな形で盛り込まれているということです。

それと、やはりこういったものですから、できるだけ多くの人に理解していただくということ、そのためにイメージ図とか写真、イラストを加えていくという方向になってきています。

景観形成基準については40ページのところが、先ほど事務局で説明していただきましたけれども、これが一番分かりやすいのではないかと思います。今回この景観形成基準をつくるということに当たっては、この3本の柱があるということです。これが今回の文京区のひとつのポイントになっている訳ですけれども、一般基準と景観特性基準、そして地区限定基準、それが場所によって3つかかったり、1つだけだったりというふうになるということです。特に景観特性基準というのは、文京区ならではのものについての基準になります。それについては、例えば48ページに坂道基準というのがありますけれども、基本的には目標があって、そして、それに対する方向性をどうするのか、それに対して基準を設けるというふうなステップで全体を書いていく形になっています。

それと色彩基準について説明がありましたけれども、今までずっとモノクロでやっていたものですから、色が実際によく分からないということがありましたので、カラーチャートを付けて、カラー版にさせていただくことになっています。

あとは、資料編の中に昔の絵図とか古地図を入れるとか、現在ある景観がどういうことからできたのかということも重要であろうということで、そういう記述を加えているということです。

公共施設の整備に関してはできるだけ、道路があつて公園があるというのは隣り合っている訳ですから、そういったところは連携していくというような方向も書かれていることになっています。

おおよそ概要はそういうことです。

**○岸田会長** ありがとうございます。

伊藤委員が同じく検討委員会で副委員長になっていただいております。伊藤委員の方で何か補足等ございましたら、お願いいたします。

**○伊藤委員** 今、清水委員からご説明いただいたとおりなのですが、検討委員会の方では、今回骨子から素案になるのに際して、具体的な基準というところを詰めていく作業をしてきました。それで、基準なので、どうしてもばらばらというか、個別にこういう基準でというふうになっていくのですが、そこを詰めつつも、でも考えていただくときには、全体として、例えば地形があつて、水があつて、緑があつてというところも同時に区民の皆さんに理解していただきつつ、基準を読んでいただきたいということで、資料編を加えたり、最初の方の文京区の景観特性の考え方の細かい記述などを事務局の方にも工夫していただいたりしながら、詰めていったという感じです。

それから、先ほどご説明いただいた規模の小さいものについてもということで、基本的な考え方としては、おそらく規模にかかわらずなく、やはり文京区の景観特性に基づいて、良い景観を皆が、区民と事業者と区の三者が主体的にかかわってつくっていきましょうということなのですが、すべてをチェックしていくことは実際には無理なので、それで基準の最後、88ページに「建築物等の規制・誘導の仕組み」ということで、届出の対象となるのはこの規模ですと、ただし、届出の対象にはなりません、皆さん、小さいものに関してもこういうことを考えながら形成していきましょうね、というような流れにつくっていただいたというようなことだったかと思います。

補足としてはそんなところですよ。

**○岸田会長** 伊藤委員、ありがとうございます。

それではこの景観計画（素案）等について、ご意見あるいはご質問がございましたらお願いいたします。

○磯崎委員 磯崎と申します。何点か質問させていただきたいと思います。

42ページに「歩いていて心地良いまち並み」という段があったのですが、それに関しまして、歩いていて心地良いというのは、見ていて素敵だなとか、気持ちが落ち着くなという、そういうことも大事なのですが、その根底として、やはり安全性を感じるということも大事だと思うのです。例えばこのシビックセンターのすぐ前の千川通りのところに、最近新しいマンションができつつあるのですが、そこをみてみますと、例えば大通りの歩道を歩いておられますと、マンションのベランダや窓から、何か物が落ちてきたら本当に怖いと感じるのです。それがそのところだけではなくて、何箇所も感じる場所があるのですけれども、そういうのも歩いていて心地良いということに関して申しますと、もうちょっと通りからマンションの窓やベランダが引っ込んでいたら、安心して心地良く歩けるのではないかなと思っているのですけれども、そういうのは生かされないのかということがまずひとつ。

最近、自転車の事故が多いと聞いているのですが、自転車と歩道を歩く人との棲み分けということで、歩道をこれからどうするのか、あるいは車道をどうするのかというのは、区全体で考えていかなければならない論点のひとつかなと思っているのですが、例えば街路樹があれば、何となく景観として素敵な道だなというふうに感じる人が多いと思うのですけれども、その辺の緑を生かしたまちづくりというのと、自転車と歩道の棲み分けというか、安心・安全な文京区というのを前提に考えると、それはこの景観とどういうふうに、うまく生かしていくのか、それは盛り込まれないのかということ。

幾つもあって申し訳ないのですが、安心・安全ということを考えますと、やはり犯罪が少ないまちづくりというのは大事な観点だと思うのですが、特に子どもなどが建物や塀の角で、例えば車に轢かれたり、あるいは知らない人に連れていかれてしまったりしても、だれも見えていないとか、目撃者がいない、助ける人がいないということで、角というのは結構重要なポイントだと思うのですが、そういうところは景観ということからも、例えば建物がちょっと引っ込んでいたり、塀が低かったりすると、景観的にも心地良いまちづくりというふうにつながっていくのかなと思うのですが、その辺は生かされないのかなというのが3点目の質問です。

それと、先ほどマンションの窓やベランダという話をさせていただいたのですが、通りだけではなくて、文京区の場合、坂あるいは崖が非常に多いと思うのですが、例えば崖の上、あるいは崖に直接面するような形で建物が建っている場合には、崖の下

に住んでいる人にとっては高層マンションと同じような感覚になる訳ですけども、そうすると崖の下に住んでいる人にとっては、窓やベランダが崖に接近してあると、ちょっと安心というのとは違うというか、心地良いまち並みとはちょっとかけ離れていくのかなと思います。その辺、生かされるのかどうかというのも質問としてひとつあります。

それと、寺院に関する基準というのがあったと思うのですが、ちょっと何ページか忘れてしまったのですが、そこから50メートルに関して一定の制約を設けるとかいう話があったと思うんですけども、先日表参道の方で、明治神宮のお祭りがあったので参りました。明治神宮のところは、表参道あるいは原宿と、うまくまちが活性化しているというか、緑とまちの活性化というのがうまくいっているような感じに見えたのですね。文京区が誇る寺院とかそういうものを考えると、例えばこのシビックセンターの近くで考えますと傳通院があると思うんですけども、昔はお寺の前の参道ということでかなり栄えたそうなのですけれども、あの辺に美味しいお店が何件かできたりするのですが、楽しみにして、あのお店美味しいから行ってみようと思うと、1年後ぐらいにはもう潰れていたりして、なかなか流行らないというか、定着しないのですね。先ほどの表参道と比較するのはあれですけども、うまく寺院や文化財あるいは史跡とかと、まち並みがうまくマッチングして発展していくと、きっと史跡もうまく残っていくと思いますし、まちとしても発展して行って、いいまちという感じになっていくのかなと思うのですが、その辺何か、先ほどの50メートルという制約をもっと広げて、緑豊かにつくりつつ商店をうまく誘導して行って、まちとしても活性化していくようなまちになったらいいなと思うのですが、そういう考え方はないのかなというのも質問としてさせていただきたいと思います。

それと、先ほど景観に関して届出基準があって、一定の規模以上のものでなければ届出義務はないという話で、それ以下の場合、小規模であればそれぞれ区民なり色々な方々が景観に配慮すればいいというお話があったのですけれども、小規模な場合、届出義務がない場合、例えば気付いた人はどういうふうに、その景観を実際に変更して欲しいとか、もうちょっとこういうふうにして欲しいという要望を出す手続というか、そういうものがあるのかどうか、あるいはこの基準の実効性というのがどこまであるのかという点についてお伺いしたいです。

最後に、ここのシビックセンターの25階からは、かなり広範囲にわたる景観が見られる訳ですけども、例えばどの範囲でというか、景観といった場合、非常に抽象的な

訳ですけれども、段々高い建物ができればできるほど、遠くの空が見えなくなってしまうので近視眼的になってしまう訳ですけれども、どのぐらいまでの景観を考えているのか、例えば遠くに見えるものまでも含めて景観、いい景観と考えるビジョンがあるのかどうか、お伺いしたいです。

以上です。たくさんになってしまったのですけれども、よろしく願いいたします。

**○岸田会長** ありがとうございます。

6点ほどご質問やご意見がありました。最初の3つまでは安全、安心ということと景観計画の関係についてでございますね。4つ目以降はそれぞれ別のまちづくりの話で、景観というのはどういうスケールのものかというお話だったと思うのですが。

そうしましたら、これは清水委員や伊藤委員の方から、あるいは。

**○清水委員** では事務局の方から。

**○高橋幹事** まず、ご質問の1番から3番までの道路上の落下物や自転車と歩行者の棲み分け、こういった安全性については、非常に大切なことですので、景観とは別の、それぞれの計画なり整備の手法などによって、安全性を確保していきます。その上での景観だと思います。

4番目の歴史・文化的建造物等基準で、それをしっかり活用しながら魅力を高めていって欲しいという意味で、50メートルでなくても、もっと広げた方がいいのではないかというお話だったのですが、まず一般基準で、文京区内の建物については、歩いて心地良いようなものをつくることと定められております。プラスアルファで、歴史・文化的建造物等基準につきまして、基準の中身は52ページになりますが、どちらかというとその建造物等と調和を図るというものだけではなくて、例えば4番にありますように、歴史・文化的建造物等の中からの見え方、そこから見たときに室外機やダクト等が見えるようにするのではなくて、例え見えたとしても壁材と同じ色を使うような、そういう配慮をして欲しいということですので、エリアとしてはその建物と歴史・文化的建造物等と一緒に見える視野の中で、それを中心にしてそれぞれの視野に収めると大体50メートルの範囲ということで、この基準の範囲に関してはそういうふうを設定しております。ですが、先ほどおっしゃったように、それをきっかけに良いまちをつくるというのは、一般基準で一定程度の建物は50メートルから外れたものでも、景観上良い建物になるような規制がかけてあります。さらに50メートル以内は歴史・文化的建造

物等の中から見えるものも配慮して欲しいと、さらにプラスの基準が課せられているという考えです。

5番の小規模なものに対しても変更して欲しいということと届出制度の実効性ということですが、今回の景観法に基づく届出制度ですが、一定程度の基準に適合しない場合には、勧告または変更命令等が出せることとなります。その対象は、先ほど言いました第一種低層住居専用地域で敷地面積200平方メートル以上のもの、その他の地域で敷地面積400平方メートル以上のものなどと考えております。当然、この勧告、変更命令というのはかなり重いものですので、事務局として考えていますのは、例えばですが、先ほど色彩基準という明確な基準がございましたが、これに明らかに大きく逸脱するものには勧告、変更命令等を出していきたい、出していくべきものだと考えております。しかしながら先ほどの敷地の規模以下のものに関しては、これらの勧告や変更命令の対象とはなりません。ですが、計画される方ご本人が、文京区はこういう良い景観をつくらうとしているというガイドライン等を見られて、その考えに沿ってもらえればいいですし、例えば周りの方からも、今後計画していくときにこういう考えに沿っていきましようねというようなお話をしてもらえる材料には、この景観計画やガイドラインはなると思います。

6番目の質問で、遠景の考えという話でしたが、坂道基準や幹線道路等基準でアイストップという単語が何度か出ております。これは坂道の突き当たりなどで見える建物の意匠や、建物が見えなくても緑、大きな樹木が見えるとかそういったものを想定しております。ですからこの景観計画の中では、どれぐらいの距離感、遠くのものというような記載はないのですが、基本的にはアイストップとして、ある程度の距離で見えるものを想定した書き方で、アイストップという単語を使わせてもらっています。

以上です。

**○岸田会長** ありがとうございます。

他の委員の方からも補足等ありますか。では、どうぞ清水委員。

**○清水委員** 今、事務局の方で大体言っていたのですが、最初の方に言われたのは、確かに景観以前の話になってしまいますので、ここでの文面にはおそらく出てこないと思います。その前ということは、都市計画関連の方では、歩車道の分離だとかというのは出てくるかと思えます。

あと、歴史・文化的建造物等基準の50メートルというのは、広げる方がよりいいの



はもったもなのですけれども、それをしますと、当然審査するための件数が膨大に増えてくるということが、現実的にある訳です。その50メートルの基準もちょっと事務局から、なぜ50メートルか言っていた方がいいかと思うのですが。

あと届出については、今言われたように要望はできません。規模以下の部分で、これはおかしいのではないかというのは、先ほど言いましたように、今の規則ではほとんどのものが対象になってしまい、今の審査体制が全くできなくなってしまうと。ですから、ある程度の基準を決めているというふうにご理解いただいた方がいいかと思います。

あと、どのぐらいまでの景観かということについては、見えている範囲というふうに事務局からは言われておりますけれど、当然遠くのものも見えていますから、それを含めた計画を考えるという意味合いは当然あると思います。これはまだ文面の中に入れてなくてもいいかなとも思いましたけれど、スカイツリーが見える坂というのも、それは時代とともにそういうふうなものが名称になるかもしれませんから、そういうことも含めてかと思っています。

事務局の方で、50メートルの基準の意味を。

**○高橋幹事** 対象となる歴史的な建造物等を視野に入れると、よく6軒効果とかいいまして、大体視野の中には、6軒分の建物が入ってくるそうです。それを計算しますと、右と左を対象に入れますので、それが距離的に大体50メートルということで設定しています。

**○岸田会長** ありがとうございます。

磯崎委員、どうでしょうか。

**○磯崎委員** 先ほど安心・安全は景観以前の問題だということで、もちろんそうだと思いますけれども、景観的にもそういうところに配慮されていると、より安心できたり、心地良かったりするのです、何か二重に、景観的にもそうだし、都市計画的にもそうだという方が、よりがちり守られている感じがするので、何となく私としては両方の方がいいのかなという気はするのですけれども。でも、今のところは、都市計画の方でということなので、都市計画の方できちんとやっていただければ安心かなと思うのですけれども、実際に千川通りはそうなので、どうなっているのかなというのは心配なところですよ。

**○岸田会長** 分かりました。どうもありがとうございました。

それでは萬立委員、お願いします。

**○萬立委員** 今言われた50メートル問題は私も全く同感でして、事務局が言われるのももちろん分かりますけれども、例にあります傳通院さんは、春日通りまで百数十メートルはありますよね。50メートルというと半分ぐらい。で、春日通りの方に行きますと、今度基準が重なって幹線道路等基準というのも入ってきてしまいます。そうした場合には周辺の建築物との連続性を保つということが出てきますから、高さ、建物の規模などにおいても、片や寺町、文化的な建造物と幹線が混じってしまう訳ですね。そういう場合には両方かかるのですよということになると、どちらかが打ち消されてしまう可能性もありますから、50メートルは確かにそれぐらいの範囲だとは思いますが、  
「原則とする」とか固定化しないで、やはり例外もそこにはあるということが必要かなと思いました。

いかがでしょうか。

**○清水委員** 今回、景観計画をつくりますけれども、これは、社会状況の変化や運用状況を踏まえて、必要に応じて見直すということになっていきますから、まずつくった段階は、私が思っているのはできるところからやっていって、次第にこれは厳しくしてもいいのではないかと。例えば60メートルになり、というふうなことは、今後はあり得るのではないかなとは思っていますけれど。

**○伊藤委員** 先ほど表参道の例と比較されておっしゃっていたのですが、そうやって戦略的に何か、この場所はとても文京区にとって重要だから、例えば商業の活性化と歴史的な建造物などを交えてまちづくりをしていこうというような方針を立てる場合には、おそらくこの景観計画においては重点地区というところに当てはまるのかなと思います。先ほど事務局からご報告がありましたが、現在は根津の方で重点地区のモデルということをやっていますけれど、今度また住民の方の合意がうまく得られれば、重点地区を増やしていって、そのまちならではもっと厳しい、それは規模も200平方メートル以上、距離も50メートルとかに限らず決めていけると思うのですけれど。また、そうやって特に文京区としての戦略的、特徴的なまちづくりというところに関しては、広げていけるのかなと思っています。歴史的拠点の全部を、じゃあ、60メートルにしましょう、100メートルにしましょうとやっていきますと、もう延々と広がっていってしまうので、何か戦略的に少しずつ広げていくのが、多分この基準の中ではいいのかなと感じました。

**○岸田会長** ありがとうございます。

それでは松下委員。

**○松下委員** 今回の関連なのですけれど、景観形成基準という真ん中のところすけれど、例えば公園だったり、お寺、坂とか、道だったり川だったりということが幾つかあると思うのですけれど、それをひとつのところに収めるというのは難しいのかもしれないのですけれども、先ほどから清水委員とかがおっしゃっていた、色々なところでそれぞれが重なる可能性もあるというようなことを言われていたので、一度、すべて地図の上に落としてみるのもひとつなのかなと思うのですね。多分、坂とかだとすごくたくさんありますし、公園とかも点在していますし、お寺もあります。そういったことが、個々の地図で見ると1個にしか見えなかったりするのです、それを、この計画の中に入れるかどうかは別にして、一回地図に落としていただいて、そうするとすごく重なっている部分とか、重なっていると個々に、先ほど伊藤委員がおっしゃったひとつひとつがばらばらなので、色々詰めつつ全体を見るということも含めると、地図に落としてみて、その後、もしかしたらそれがつながりになっている可能性もあると思うのですね。なので、もしかしたらそういうことを行政としてきちっとやるのではないかもしれないですけれども、この委員会の中でそういったことを共有していくのも、今言われたことが進化するというか、つながっていくのかなと私は思いましたので、言わせていただきました。

**○岸田会長** ありがとうございます。

今のご指摘に関して言うと、地図に色々な要素を重ねた図というのは……。

**○高橋幹事** 131ページに景観特性をすべて重ね合わせた図を入れております。しかしながらこれは縮尺が小さいので、1ページめくっていただいて132ページに、まだ図を掲載していないのですが、131ページの文京区全体を複数の地区に分けて、それぞれの景観特性の重なり具合が分かるようなものを作成し、掲載する予定でおります。

**○松下委員** これがあるのですね。分かりました。ありがとうございます。

**○岸田会長** 今、幾つかのご指摘がありました、特に様々な具体的な数字を挙げて基準化している部分ですね、50メートルとか、あるいは200平方メートルとか。そういうところは今後、場合によっては原則論として柔軟に運用するという可能性があるということでございますか。その辺を含めて、これは素案に反映できるような変更かどうか分かりませんが、場合によってはどこかで考慮してもいいかも分かりませんね。

**○高橋幹事** 補足で。こちらの基準自体は、やはり適合する対象物というのはある程度限定しなければ基準にならないと思います。しかしながら個別の協議の中で、例えば、近

くに傳通院が見えていて、そこまでの距離が52メートルなのに配慮は要らないのかという話ではなくて、やはり傳通院という歴史・文化的建造物に配慮して、傳通院で使っているような木の建材や素材、自然石を使うことはできないかというのは、協議の中で行っていきます。で、個別にはありますが、景観計画の目的を達成するような協議をしていきたいと考えています。

**○岸田会長** 分かりました。運用で柔軟性を確保するというところでございますね。まあ、法律は大体そうですね。分かりました。

それでは他に、ご意見、ご質問はありますでしょうか。上田委員、お願いします。

**○上田委員** ありがとうございます。前回の景観審議会で私の方から、この景観計画が、計画をつくっただけになってしまわないように、きちんと計画に従ってまちづくりが実行されるように、そういったことがチェックしやすいような計画にして欲しいとお願い申し上げましたところ、今回基準ですとか、第7章をつくっていただいたり、勧告とか変更命令ができるように決めていただいたり、また第7章で新体制とか推進施策について具体的に決めていただいたことで、議会や景観審議会がこの計画の実行状況みたいなものをチェックしやすいような、そういう計画にさせていただいたということは、本当に思いを酌んでいただけたということで、良かったなと思っております。それについて嬉しく思っておりますので、お礼申し上げます。ありがとうございます。

**○岸田会長** お褒めの言葉をいただいて、ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

**○上田委員** 本当は、設定の仕方ではPDCAサイクルに乗せられるような基準というのは設定できたと思えますけれども、それについてはまた今後、議会とかで質問とか審議をさせていただければいいかなと思っております。

**○岸田会長** はい。

それでは、他にいかがでしょうか。松下委員、お願いします。

**○松下委員** では、ちょっと自分の思いを言わせていただきます。

まず、この素案に関しまして、皆さんの色々な意見が入ってきたなというのが、すごく分かってまいりました。特に第1章以降、ものすごく内容が濃くなってきたなというところがあるのですが、私がひとつ伺いたいところは、3ページに景観行政団体の移行の意義という項目がありまして、私及び景観審議会にかかわっている方たちというのは、景観行政団体の移行というのが、もう目の前にあって、それに対してこうしているとい

うのが分かるのですけれども、この景観行政団体ということに対してもう少し、それがありきということではないのでしょうかけれども、景観行政団体という説明及びそれに対して区民の方が初めてそれを感じたとき、どうしてその移行に意味があるのか、また移行することというのは、都から区に変わるという以外にもあると思うのですが、その辺が入っていないというのは少し寂しいなと思いましたので、その辺を伺いたいのが1点。

それから2点目ですけれども、個々のものに入ってしまうかもしれませんが、92ページの中に電柱の地中化という文字がございまして、それに関して大変思い切った踏み込みの表現だなということがございます。地中化に関しては、本当に全部電線が見えなくなることは理想なのかもしれないですけど、なかなか難しいというのが現行だったと思うのですけれども、ここに文字を書かれたということに対して、区がどういった思いでこれを書かれたのかということがひとつ。

それから3つ目は、今言いました根津の重点地区、モデル地区ということですけど、3ページにあります「重点的に景観形成を推進する地区を選定し」というふうに書いてあるのと、そのモデル地区とのかかわりですか。例えばモデル地区が、いつ「モデル」が取れて正式な地区になるのか、また今、根津で4回お話し合いがあって、今後どういった方向性で、どういったお気持ちで、今、区が根津に対して思われているのか。その3点を伺いたいと思います。

**○岸田会長** いかがでしょうか。事務局、景観行政団体へ移行することの意味の説明が不十分であると。

**○高橋幹事** 失礼いたしました。今、委員のご指摘は、多分3ページの説明が足りていないということだと思います。私も先ほどこちらは触れませんでした。済みません、失礼いたしました。

まず、3ページの(2)にありますように、文京区では、景観基本計画を平成9年に策定しまして、条例を平成11年に制定しております。その後、景観事前協議を平成12年から実施しまして、22年度までの11年間で1,172件の協議を行っております。景観行政としては先導的な施策を打ってきたというふうに自負しております。

また、この(2)の中段以降に、平成16年に景観法が制定されたという記述があります。景観法が制定されますと、都道府県に関しては法の施行と同時に、景観行政団体に移行することになります。この景観行政団体は、景観計画を策定して、計画に基づき

景観を誘導しながら、計画に反するものに対しては勧告や変更命令を出せる権限を景観法により与えられております。

文京区では、都市マスタープランの改定が平成22年度にありまして、その中で景観法に基づく景観行政団体への移行によって体系的なまちづくりを進めるという大きな方向性が示されました。それに基づいて、これまで行ってきた景観行政をさらに一步進んだ実効性の高いものにしていこうということで、景観行政団体への移行に踏み切りました。その景観行政団体に移行するために必須な景観計画の案を、現在、検討を重ねてつくってきたという状況でございます。

今の件はこのような説明でよろしいでしょうか。

**○松下委員** いや、というか、それはこの審議会の中では分かっているけれども、区民に対してここで説明は、今言われたこととか、そんなにたくさんではないけれども、景観行政団体への移行ということに対して、触れなくていいのかなという質問です。

**○高橋幹事** 済みません、本来は説明するべきだったのですが、今の説明で多分、区民公募委員の皆さんもご理解いただけたかと。

**○名取委員** 全体の区民に対してですよ。

**○松下委員** そうそう、そういうことなのですから。

**○岸田会長** 清水委員、どうぞ。

**○清水委員** 松下委員の言われているのは、例えば3ページの(2)の真ん中辺り以降、「一方、我が国では」云々と書かれていますけれど、こういうふうなことで景観法というのなぜできて、それを文京区でなぜやるのかという意味についてですよ。

**○松下委員** そういったことをもう少し分かりやすく。

**○清水委員** ですから、この「一方」からの部分が不足ではないかと言われているのかと思うのですけれど。

**○松下委員** はい。不足でないのであればいいのですけれど。

**○清水委員** これではまだ分からないのではないかと、ということをやられているということですね。

**○松下委員** という心配をしました。

**○岸田会長** 要は一般の区民の方が、景観行政団体に移行するとどんなことができるのか、またどんないいことがあるのかという、そういうところを分かりやすく、この文章を通じて理解できればいいというようなご指摘かと思いましたが。

○**松下委員** そうすると、受け入れていただけるかなと。

○**岸田会長** 確かにちょっと難し過ぎるかなという感じもいたしますね。ではちょっとそれはご検討いただきまして、あと2つご指摘があったので。

2つ目の電柱の地中化ですか。これは、地中化とは書いていなくて「無電柱化」なので、ちょっと意味が違うようなのですが、一言、事務局の方から補足をお願いいたします。

○**松下委員** 「地中化」とはないですね。済みません。

○**高橋幹事** 92ページでございます。第4章の公共施設の整備に関する景観づくりの方針の道路の中で「無電柱化に努めます」と記載させていただきました。まず、無電柱化という表現なのですが、現在、道路上から電柱をなくす方法は、地中に埋めるだけではなくて宅地内に電柱を立てるとか、建物の壁面を沿わせるように電線を配線するなど、様々な手法が用いられていることから、無電柱化と記載いたしました。

この景観計画の中にこれを書くというのは、都道、国道だけでなく、区道に対しても当然対象となってきますので、それなりの覚悟を持って記載しております。それだけ電柱、電線というのは、景観に対する影響が大きいというふうに認識しております。

○**松下委員** はい、ありがとうございます。

○**岸田会長** 3つ目のご質問にあったモデル地区、重点地区の関係はどうか。

○**高橋幹事** 重点地区につきましては、昨年の景観審議会の中で、11地区提案いたしまして、その中から根津地区を選んでいただきました。我々としても根津らしさは残していきたいということで、住民の方々とまずしっかり話し合いをして、基準を決めていこうと考えております。併せて、根津の場合は景観だけではなくて防災上の安全性を高めるという、景観と同じぐらい重要な項目もありますので、そちらも視野に入れながら、しっかりと腰を据えて、景観を契機にまちづくりとして進めていきたいと考えております。それだけの覚悟で今、住民の皆さんとワークショップをしております。

○**岸田会長** よろしいですか。

○**松下委員** ありがとうございます。最後の点だけ触れさせていただきますけれども、やはり根津に関しては生半可な思いでは、本当に本腰を入れてやっていただきたいというのが1点と、やはり協働ということを先ほども皆さんおっしゃっていたように、一方的なことではなく、まちの方がより多く参加いただいて、あとは区の方が本当に誘導する

というか、きちんと道をつくっていただきたいという思いですので、その辺は本  
当に、毎回触れさせていただきますけれども、よろしく願いいたします。

**○岸田会長** ありがとうございます。

それでは、先ほど、川又委員でございますか。

**○川又委員** 私が先ほど手を挙げましたのは、この説明では区民の方が良く分からないの  
ではないか、私も全く同感で、今まで全く分かっていなかったのですね。で、ご説明を  
伺って初めて分かったのですけれども。その前に、そもそも景観法というのを国が制定  
したというのは、何か戦略的な意味があったと思うのですね。それにはやはり諸外国が  
日本よりも先に色々なものを、フランスだとかドイツだとか、法規制をかけて、環境を  
保護して景観を守ってきたという前例があると思うのですね。そういったことをある程  
度皆さんにお知らせして、諸外国ではこういうふうになって、こうなっていますよ、だ  
から日本の国も今まで遅れた分、そうでないかもしれないですけど、取り戻す意味が  
ありますということを、ある程度告知してもいいのではないかというふうに私は思って、  
先ほど手を挙げさせていただきました。

ついでにちょっと二、三質問を簡単にさせていただくと、先ほど来50メートルの話  
が出ていますけれども、日本というのは元々、安藤広重とか何とか百景とか色々絵が  
ありますよね。あれは一種の景観を人々が愛しているという、ひとつの証だったと思う  
のです。それを見ると、例えば橋とか、富士山とか、そういうものと近隣の建物が一体  
となって、1つの愛すべき景観をつくっていると思うのですね。とすると、その建物、  
橋とか神社の山門とかの遠くにある超高層の建物であっても、その愛すべき景観の中  
にそれが入っていれば、300メートル先の建物でもやはり対象にすべきではないのかな  
と。とすると、それが適用されるのは公園の3つだけのように私は思ったのですけれど  
も、公園だけではなく、例えば赤門の写真を撮ったときに後ろに今までにないのっぽの  
ビルが入るとか、そういうものに対してもやはり規制をかけるべきではないのか。それ  
が一点。

もうひとつ、広告のことについて特に何にも書いていないのですけれども、道路上の  
広告、のぼりとか看板というのは、あれは道路交通法上も違反ではないのかなと。その  
辺のことも絡めて、規制していくべきではないかと。

あと、訴求効果について全く触れていなくて、申請するときだけにチェックを入れて、  
例えば既存不適格のものについては全く法律は適用されないけれども、看板とかそうい



う簡易なものについては、訴求的効果を認めてどんどん取り締まっていてもいいのではないか、そういうふうに思います。

最後に、緑を守っていくということについては、私は緑の納税制度みたいなものにして、例えば1軒のおうちでも木を1本、10メートル以上の木を持っている人は、1年間に3,000円渡しますよとか、すごくきれいな庭を維持している人には1万円出します、何かものすごく即物的だけれども、そういうものを広くやっていけば、皆も、ただ庭を持っていて維持するのも大変ですから、そういうものについても何かやっていったらいいのではないかなというのが、私の感想でございます。

**○岸田会長** ありがとうございます。

多岐にわたるご指摘だったと思います。最初に海外の色々な良い例を告知したらどうかというようなご質問から、最後は緑の優遇制度までございましたね。いかがでしょうか。

佐伯委員、どうでしょうか。

**○佐伯委員** 今の川又委員の質問に対してですか。

**○岸田会長** そうですね。あるいはそれ以外でも。

**○佐伯委員** 実は私は、文京区の中でもそうですけれど、全国で実際に色々な建物をつくっている方の立場でして、まさにこの景観法がかかってくるという立場で、これを読んでいた。

それこそ若い頃は都市計画のガイドラインみたいなことを色々議論して、そんなのつくられたら自由に建物つくれないなとか思って悩んでいたり、色々していたのです。まあ、今、もうこの年になりますと、ある程度周りの環境に馴染ませて、建物をつくっていったらいいという気にはなっていますけれども。

今回この素案を読みまして、具体的には配慮するとかそういう言葉で、突っ込んだところとか、こうしないといけないということまでは書いていないなと思って、どういことになるのかなと思ったりして読んでいました。でも、何とんでも都の行政を文京区の行政にするということは、身近なものになってくるということが一番大事で、身近なところで景観をつくっていこうという方向になっていったということ、私としては喜んで、これをどう運用していくかということだろうと思います。

今、川又委員がおっしゃっていて、ちょっと思ったのは、川又委員も自分でつくられている立場にいらっしゃる人だと思っていて、つくる側からも結構厳しくされているの

だなどという思いで聞いておりました。なかなかつくる側からは、これが具体的にどういうことになるかなとか、今つくっているものでも色のことなどありますけれど、煉瓦など使っていると、この色の中には入らないなとか、まあ、これは素材だからいいんだろうとか、何か色々なことを考えながら読んでいるということ。

何か参考になったかどうか分かりませんが、私の意見です。

**○岸田会長** ありがとうございます。

関連してでも、関連しなくても結構ですが、土田委員、いかがでしょうか。

**○土田委員** 景観法の制定された流れとしては、紆余曲折あるのですが、要は安倍さんが首相のときに、美しい国づくり政策大綱というのが出て、景観緑三法の改正ということで、景観法の制定と屋外広告物法の改定、緑化の方の法改正をやるというのがベースになっていて、この法律になっています。

でも今、佐伯委員がおっしゃったように、要するに国が定めたある種の基準は、地方分権ないし、今は地域主権というのですか、その辺の流れの中で、要は上から目線ではなくて、もっと身近、特に景観の問題が、先ほどの50メートル議論もそうですけれど、いやいや、傳通院は50メートルじゃないだろうというのは、国の人間には分からない訳です。なので、基礎自治体がしっかり責任を持ってやるべしという意味でいくと、どんな経緯であり、それが短命政権であったとしても、景観法の流れというのは前向きに受けとめて、景観行政団体にもなると。先ほど来、事務局もおっしゃっているように、勧告とか、今度は法的手段が一定程度とれる。これは、先んじて景観行政を運用されてきた文京区さんにしてみると、お願い行政ベースで景観をやっている中で忸怩たる思いがあったものが、今度は権力がある程度握れるぞ、と思っはいるものの、その権力というのはある種諸刃の剣なので、使い方を気を付けないと非常に難しくなってしまうかなというのがあります。

先ほどあった道路上の広告とかそういったものについては、特に道路上の広告物等は元々が道路法上の違法物件なので、道路管理者としては取り締まれるという類のことという、景観法以前の問題として対応できると思います。

ちょっと話が飛んでしまいましたが、やはり私はこの素案を拝見して、1,100件以上の今までの実績があり、これからも、要は基準の内容は色々なアドバンスを持っていく、それが地域が景観に責任を持っていくということのひとつの証だと思うのですけれども、やはりアーカイブをどうつくっていくのか。併せて、専門的な立場から、景観

アドバイザーというワードがありますけれども、例えばこの審議会がそのまま個別物件に対してやる訳にはいかないので、景観アドバイザーは、どんな方々がどんなふうになって、それをまたある種審議会なのか、もしくは検討委員会なのか、全体の中でチェックバックをしていくような仕組みみたいなものがもう少し構築できると、絶対的なものではないと思いますが、今後の、まさにこの1,172件の内容にも個人的にはとても興味があるのですが、できたこととできなかったこと、要は強いところと弱いところみたいなものがあると思いますし、そのアドバイザー制度が、どんな人たちがどんなチームでどんなふう当たるのか、というようなことも含めて運用面の構築を、一旦計画ができてからだと思いますけれど、少し試行錯誤していくという辺りがポイントになるかなと思いました。

**○岸田会長** ありがとうございます。

今後の宿題になるようなお話をいただきましたが、ちょっと伺いますが、時間も限られてきています。川又委員から、この素案に関係すると思われることは、海外事例も告知することによって意義を理解していただけるのではないかと、もうひとつ、近景と遠景、すなわち景観法で対象としてコントロールする、あるいは議論する、規制する対象はどのような範囲をいうかという、景観の定義にもかかわる問題だと思います。これは一度、どういうまとまりを議論すべきなのか、してきたのかというところを、事務局からお考えをご説明ください。

**○高橋幹事** 告知に関しましては、先ほどの3ページの記述プラス概要版を作成しますので、区民の方が一番目にする導入の部分で、そういった景観法の背景みたいなものに触れる方法があると思います。それを念頭に検討していきます。

あと、赤門の事例での遠景という話ですよ。

**○岸田会長** どの範囲まで議論するか。

**○高橋幹事** 例えば赤門を東大の中から見るときに、明らかに景観を阻害するような建物等は配慮するように、50メートル以内で、中から見える建築物等には、プラスアルファの基準を上乘せしていきます。ですが、その歴史・文化的建造物等を見たとき背景に出てくる建物、大規模なものであれば遠景でも入ってくると思いますが、今回、そういった遠景のものに関しては、それに対する明確な基準はございません。しかしながら、一般基準でそういったものもある程度配慮できないかというような触れ方で、形態・意匠の1番で「建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物等と意匠や素材を合わせる

など、周辺の調和を図る。」、この基準がどこまで適用できるかというのはあるのですが、そこら辺も多分運用次第かなというふうには考えています。

**○岸田会長** ありがとうございます。

清水委員からどうでしょうか。

**○清水委員** 今言われていなかったことですが、ひとつは、看板ならばすぐにやり直しをしてもいいのではないかという、そういう意見が実際に検討委員会でも出ていまして。ただ、法律ができる数か月前に、その看板をつくられている方ももちろんいらっしゃる訳ですね。その人はすぐに変えなければならぬのかということになってしまいますので、これはやはり建築と同じように、既存不適格でいくしかないのではないかなと私は思っています。ですが、その法律ができた以降はそれに沿わなければならないので、次第にきれいになっていくと。そういう効果を求めるしか、うまく着地できないのではないかなというふうには思っています。

それと、緑の納税制度みたいなお話ですけれど、これは当然何がしかの、公布後の話だと思いますけれど、景観重要建造物だとか景観重要樹木を指定するのであれば、何かのあれがない限り、それは無理だと思います。そういう特典がない限りは、当然ご本人がそれをずっと守っていくことになる訳ですから、それは今後の文京区としての課題であって、私としては是非やっていただきたいなと思います。

**○岸田会長** ありがとうございます。

今日は文京区のみどり公園課の方もいらっしゃるのですが、先ほど景観以前の問題だというお話がありました。緑の話も、やはり別で議論した方が充実するだろうというふうに思いますので、それはそういう、しかるべき場所でやっていけば。何かありますか。

**○浅川幹事** 通常の緑化事業の中に、みどりの保護条例がございまして、いわゆる樹木とか樹林に関して、所有者等の申請によりまして、維持管理に要した費用の一部を助成しております。また景観とは違うのですが、こうした助成制度を今ご利用いただいているというのが現状でございます。

**○岸田会長** 助成の制度はしっかりと、一応はあるということでございますね。分かりました。

もう時間が限られているのですが、では最後に何か、まだご質問があれば。藤原委員、まだご発言なさっておられないので。

**○藤原委員** すみません、出遅れまして。

小さいことから大きなものまであるのですが、まず小さいところからいいますと、検討委員会で7月31日の方にあったもので、今回なくなっているものがあるのですが、46ページなのですけれども、まちのまとまり基準の低層住宅地基準のところ、元は何と書いてあったかといいますと、「接道部に緑を増やす工夫をするなど、緑豊かで歴史・文化に培われた風格あるまち並み景観を引き継ぐ」というふうに書いてあったのですが、今回前段の「接道部に緑を増やす工夫をするなど」という部分を取ってしまいましたが、そこがどこにつながるかというと、55ページの低層住宅地基準の外構計画などにつながると思うのですけれども。こちらは変わっていないのですが、やはり今、私自身第一種低層のところに住んでおりますが、近ごろ本当に変わってきているのは、やはり外構部分なのです。これは都市計画とか建築基準とかの方とすごく密接にかかわるのですが、塀がなくて、いきなり敷地の境に建物があるというのが非常に増えています。第一種低層で増えています。敷地が細分化しているということも、もちろんあります。そういう状況が多分、建築基準法の改正というか緩和によると思うのですけれども。景観上こういうふうに書いてありますけれども、やはり都市計画とは別というふうにしてしまうと、全然実効性がなくなるのではないかと思うのです。法的な効力は薄いとはいえ、やはりここで景観上のことを書いておいた方が、誘導という意味ではいいのではないかと思うのです。

もちろん一番いいのは、外側が生け垣とかの緑で、中にどのぐらいか外壁後退があって、建物の壁があるというのが一番いいのですが、そうでないにしても、いきなり敷地境が建物だというのは、まあ、建築基準法でできるとはいえ、景観上はあまり、第一種低層のところとしては好ましくないように思うので、その辺せっき景観計画をつくるのでしたら、少し踏み込んでいいかなと思いました。特にそのところを削ってしまったのは、やはり復活させていただきたい。「接道部に緑を増やす工夫をするなど」というのを復活させていただきたいなというのがまずひとつです。

それから、地区限定基準のところ、神田川景観基本軸とか文化財庭園からのビスタと出ていますが、これは元々東京都の景観計画でやっていたところですが、例えば今はまだ始まっていませんけれども、春日・後樂園駅前地区の再開発では、後樂園からの眺望が非常に話題になった訳ですね。このシビックセンターがまずバンと見えて、その横に2つ見える訳ですが、色で工夫するとか外壁で反射しないように工夫するとかいっていますが、やはりその辺、もし独自の条例をつくれるのだったら、もう少し何かやった

らしいなというのと、あとは神田川の方もビューポイントというのがありまして、お茶の水橋の上とかあるのですけれども、それは広域のことですが。せっかく広域のそういう景観を東京都から引き継ぐのですから、やはり条例の中に広域景観の概念も少しあった方がいいなと思うのですね。もっと前に気付くべきだったのですが、今見てみるとひとつも広域景観のことに触れていないので。

今、文京区には富士山が見えるポイントは、ここの展望台からは見えますけれども、平地では見えなくなっていますね。他の区で、もしそういうものを守るとかいうのだったら、やはり広域の、協力の部分が最後の方のページに入っていますけれども、東京都や他区との協力というところがありますが、その部分にもう少し、広域景観のことを盛り込んではどうかなと思いました。

それから62ページですが、「幹線道路等の後背地からの見え方にも配慮」というのですが、これの意味がいまいち分からないです。後背地といいますと、要するに中の住宅街から幹線道路を見た場合ということなののでしょうか。もし幹線道路沿いが壁面のような高いビルになってしまったら、何が見えるかということ高い壁が見えるだけなのではないかと思うのですが、この意味を説明してください。

それに関連してですが、先ほどの都市計画のことにも関連するのですが、幹線道路沿いに、例えば再開発のビルとか総合設計のビルが今後建つ場合、どこまで景観条例の対象とするかですね。さっき50メートルと、あと、ここのガイドラインのイメージのところに長い壁を何とか区切るような工夫が書いてありますが、こういうのはどこまで適用されるのか。例えば本当に50メートルの塗り壁のような絶壁が建ってしまった場合、そういう計画も実際にある訳ですが、何か景観条例の方で少し歯止めができないかというのがあります。もう遅いと言われればそれまでで、都市計画してしまっているから駄目とかいうのはあるかもしれませんが、やはり都市計画決定されたものにも、何か配慮がかけられないかなというのがあります。

**○岸田会長** ありがとうございます。

大きな問題もごございますね。広域景観という概念をもう少し明確にして盛り込んだらどうかということ、あとは個別の比較的具体なお話やご指摘がありました。

それでは、事務局の方からごございますか。

**○高橋幹事** まず低層住宅地基準の記載ですが、当初確かに接道部に緑化と書いておりました。なのですが、やはり委員がおっしゃったように、接道部に建物が出る場合とか、

個別、具体的に様々ありますのでその接道という言葉がなくしたのですが、55ページの目標の下辺りで、「緑豊かで潤いと風格が感じられる景観形成を図ります。」とか、この辺りの文言を充実させることで、緑化の意味合いは、重さが変わらないように工夫はしております。接道という言葉は外したのですが、緑の関係の言葉で補足はしていません。

○藤原委員 外構というのはやはり入れられないですか。外構がやはり一番圧迫感がある訳ですよ。

○岸田会長 ちょっと藤原委員に確認させていただきたいのですが、ご指摘のところはまちのまとまりの全般にかかわることなのですか。それとも低層住宅地にかかわることなのでしょう。

○藤原委員 今言ったのは46ページですから、低層住宅のところですよ。

○岸田会長 接道部の緑においてですか。

○藤原委員 ええ。あと外構のところですね。

○岸田会長 はい、分かりました。では引き続き、どうでしょうか。

○高橋幹事 その低層住宅地基準の建築物等の2番の基準で、「外構計画は、隣接する敷地や道路など周辺のまち並みとの調和を図るとともに、石材等の自然素材を用いるなど、まち並みの表情づくりに配慮する。」ということで、外構計画については具体的に基準を定めております。3番にも緑化も図るよというの記述しております。

○清水委員 そうですね。ちょっと私の方で。

ご質問のところは、46ページの「まちのまとまり」の低層住宅地基準のところ「緑豊かで歴史・文化に」と書かれている前に、一文があったということをおっしゃっている訳ですよ。

○藤原委員 はい。

○清水委員 それが今回なくなったというのは、私はこれは、低層住宅地の場合は接道する部分だけではなくて、すべてにわたってという意味でより広がったというふうな理解です。ですから55ページの方については、景観形成基準の建築物等の3番目に、「道路に面する部分においては緑化を図る」というふうに、より詳しく書いてあるということで、それが悪くなったという訳ではないと思います。

○藤原委員 分かりました。

外構部分は無理ですかね、やはり。壁が直接敷地境になるようにというのは、やはり無理なのですか。

○清水委員 そこまでいってくると、もう従前、その地区計画みたいなものをつくらないと、それまではいえないのではないかなと思います。この段階ではですね。

○藤原委員 あと、ごめんなさい、ひとつ言い忘れたのがあるのですが、もとのガイドラインに最後の裏表紙の部分でしたっけ、非常に分かりやすい図がある訳ですね。好ましい例とか、好ましくない例とかとあるのですね。それが本当に分かりやすくて、うちも今、好ましい例に変えようと思って計画しているところなのですけれども、やはりこういう分かりやすいやり方で、自分の家でもこういうふうにはできないかなというのが分かるような、今度のガイドラインには、多分こういうのはなくなってしまうのではないかなと思うのですが。それをひとつさっき言い忘れたので。

○岸田会長 はい。ありがとうございます。

事務局、続きのご説明をお願いいたします。広域景観の前のお話ですか。

○高橋幹事 まず、区をまたいでの広域景観という意味では、先ほどの第7章、105ページの(4)に記載しております東京都及び隣接区との連携、ここでの情報交換等が大切になってくると思います。先ほどご指摘があった神田川、文化財庭園につきましても、どちらかというところそれぞれの視点場からの見え方という計画になっていますので、連携して景観形成を行うという視点ではないと思います。どちらかというところ区をまたぐのは、この(4)の連携体制をしっかりと形づくっていくことが重要かと、情報交換が大切かなと考えております。

○岸田会長 ありがとうございます。

後背地からの景観ということについてのご質問、あるいは大規模な建築物の規制についてというのも最後にあったかと思いますが。

○高橋幹事 後背地は、まさに委員がおっしゃったように、裏の住宅街からの建物の見え方になります。ひとつとしては資料第2号の裏面に、こちらの図もちょっと分かりにくいのですが、4番で、建物の裏に非常階段がそのままむき出しになっているとか、配管がむき出しになっているというのを、それぞれの設備を見えなくするような工夫が必要という、まさにこういう視点での後背地です。

○藤原委員 広域景観はいかがですか。



○**岸田会長** 広域景観は、今ご説明があったように、連携によって調整を図るということでございますよね。他の区に対してそこに建つ建物をどうこうというのは、また別の面が確かにあるようにも思います。だから現時点で書けることは、連携に努めるということでございますかね。

○**藤原委員** 広域景観という言葉を入れるのは無理ですかね。

○**岸田会長** どうでしょうか、表現。これは清水委員の方から、いかがでございますか。

○**清水委員** 入れるとしたら、先ほど事務局が言われたところですよ。105ページですね。私も実はここでいいのかなというふうに思っている部分があったのですが、例えば根津地区を重点的に扱うのですけれど、文京区でブスッと切れちゃうということになりますから、ここは非常に台東区との協議が必要な部分だと思うのです。ですから、その文京区の部分には書かれていないのです。で、唯一、この105ページのところにあるので、まあ、この部分で、それを補填するしかないのかなというニュアンスでは思っています。そういうのが幾つもあるような気がしているのです。ですから、この部分を若干、もう少し詳しく書いていただいた方がいいのかもしれないなと思いますけれど。

○**岸田会長** ということで、じゃあ、これは若干、検討していただくということにいたしますか。

○**高橋幹事** 1点だけ事務局から申し上げるのは、元々東京都が景観行政団体として、一定規模の広い範囲での景観という視点の計画を持っていました。その中から文京区が独自の計画を持って景観行政団体ということになりますので、広域景観という場合には当然、元々の東京都の意見等も踏まえなければいけませんので、そういったことも含めて検討させていただきたいと思います。

○**岸田会長** 分かりました。ありがとうございました。

○**清水委員** ちょっと私が質問する時間があまりなかったのですが、細かい部分でたくさん気になる部分があるのですが、ちょっと時間がありませんので大きな部分でいうと、例えば89ページの表を直していただいているのですが、要するに、届出の規模がどこで、それがどこにかかるかなのですが、例えば地区限定基準の文化財庭園等にかかる高さが、20メートル「のみ」という書かれ方はちょっと私、気にかかりまして。高さ20メートル以上のすべての建築物、そういうどちらかというときつい意味合いを持っている方がいいのではないかと。同じことなのですが、そういうことを思

います。それは同様に、開発行為の神田川のところも「のみ」と書かれているのですが、これも何かニュアンス的に緩いような印象を受けるので、3,000平方メートル以上のものということにさせていただいた方がいいのかなということ。

あと129ページの地図ですけれど、これは違っているのではないかと思うのですけれど、これは公園の図になっていないのですね。緑のまとまり基準の公園をプロットしたのになっていませんよね、これ。例えば駒込病院がそのまま入っていたり、ということに気付くので、これは間違いではないかなと思います。

それと、これは前回ちょっと質問でもあって、区民と事業者と区というのはどういう範囲なのかという質問がありまして、その事務局からの前回コメントでは、事業者というのは建設事業者だけではなくて、企業も含まれるようなニュアンスで言われていたのですけれど、そうしますと、103ページで事業者の役割の2つ目で「事業者は建築等に関する専門家として」という書かれ方をしていると、これは明らかに建築等の専門家を事業者といていることになりますので、そうであれば区民の方に、法人も含まれるのであるという書き方をしておいた方がいいのではないか。その辺り曖昧で、何となく企業の方というのが含まれないような感じになっていますから、区民というところに括弧書きでも何か、そこで事業を営む方というか、何かそういうふうなものを入れた方がいいように思います。

とりあえず、後はまた後ほどにします。

**○岸田会長** どうも色々ありがとうございました。

実はこれ、予定の時間は4時ですから、もう少し過ぎてしまったので、まだご意見があるかもしれませんが、とりあえず今日の審議はこれで終わりにさせていただけたらと思います。もしどうしてもということであれば、私の方で承って、事務局と調整するという事でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**○岸田会長** それでは、今日の審議はこれで終了とさせていただきます。実に色々な、様々なご意見をいただきました。ありがとうございました。

今後は計画(案)という形で、この景観審議会において検討する機会があるようでございます。これは冒頭日程が説明されましたが、その中にありました。

今後、今日お諮りしたこの内容でパブリックコメントを行います。そのことを通じて区民から色々ご意見をいただきまして、今日お聞きしましたご意見で案に反映するもの

につきましては、一応私の方で取りまとめをさせていただくということにさせていただきますと思います。

もしそれでよろしければ、パブリックコメントはこの案で実施したいと思います。一応よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**○岸田会長** では今後は、今日いただいたご意見等につきましては、景観計画検討委員会などにおいて、反映するかどうか、併せてご検討いただきたいと思います。

最後の答申につきましては、12月に開催する審議会において最終的に審議し、決めていきたいと予定しております。

それでは、事務局の方から何かご連絡はありますか。

**○高橋幹事** では事務連絡を。

本日はありがとうございました。今、会長からお話がありましたように、この内容でパブリックコメントを実施させていただきます。本日いただいたご意見とパブリックコメントのご意見を合わせて、景観計画(案)に反映させていただきます。また、この景観計画(案)につきましては、10月に第5回検討庁内連絡会、11月に第6回検討委員会を開催し、検討をしていきます。本審議会においては、12月に開催を予定しております第3回景観審議会において、ご議論いただくこととなります。その後、景観行政団体移行に向けて、東京都との協議に入っていきます。

また、次回の第2回景観審議会につきましては、席上に予定通知を配付してございますとおり、10月18日木曜日の開催を予定しております。議題は、「第12回文の京都市景観賞の選考について」でございます。ご予定をお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

**○岸田会長** ありがとうございました。

それでは、長時間にわたりご協力ありがとうございました。これで終了といたします。

— 了 —